

日出町分別収集計画

(第 10 期)

令和4年6月

日出町

目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向.....	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号） ..	1
6 容器包装廃棄物の排出の抑制するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）	2
7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係 る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）	2
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包 装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8 条 第 2 項第 4 号）	3
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包 装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）	4
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）	5
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

1 計画策定の意義

当町では、2市1町で広域圏事務組合によるごみ処理を行っており、平成26年度から新施設となり、高効率な廃棄物処理が可能になった。しかしながら、当町の一般廃棄物処理量が増加傾向にあり、最終処分場は逼迫している状況にある。最終処分場の延命化を図るため、さらなるごみの減量化・資源化を推進しなければならない。それには、購入拒否・発生抑制・再使用・再生利用の4Rの取組が重要となる。今までのライフスタイルを見直し、資源の消費抑制及び環境負荷の軽減を実現した持続可能な循環型社会を形成することが必要である。

本計画は、住民・事業者と協働して、容器包装廃棄物の減量及びリサイクルをより一層推進するために、分別収集に取り組むことが重要であることから、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づき策定するものである。

2 基本的方向

本計画は、今後5年間の容器包装廃棄物の分別区分、収集量及びごみ減量に関して実施する施策等を定めるものである。計画を実施するにあたっての基本的方向は、次のとおりである。

- (1) 消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担があり、3者が協働して、環境への負荷を配慮した快適な地域社会の実現
- (2) 容器包装廃棄物の購入拒否（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4Rの促進を基本としたごみ減量社会の構築

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装 廃棄物	1,751	1,737	1,723	1,709	1,696

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）

「ごみ減量化及びリサイクルの普及・啓発活動の充実」

- 広報誌、ホームページ等による情報提供及び意識啓発の促進
- ごみの分別方法を記載したごみ収集日程表の作成及び配布

「自主回収団体の支援」

- 資源ごみ集団回収への参加呼びかけ及び収集量の拡充促進

「適正排出の促進」

- 本計画及び一般廃棄物処理計画の分別区分に沿った適正な排出に関する啓発

「過剰包装の抑制」

- レジ袋削減の促進及びマイバッグ運動の推進

「容器包装廃棄物の店頭回収に関する情報提供」

- 白色トレイなど、販売店が実施している店頭回収に関する住民への情報提供

「再使用・再生品の利用促進」

- グリーン購入の促進及びワンウェイ容器からリターナブル容器への利用促進

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	分別収集の実施時期				
			5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
主としてスチール製容器		リサイクル (缶)					
主としてアルミ製容器							
主として ガラス製 容器	無色のガラス製容器	リサイクル (びん)					
	茶色のガラス製容器						
	その他の色のガラス製容器						
主として段ボール製の容器		段ボール					
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		リサイクル (紙類)					
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充填するためのもの		リサイクル (ペットボトル)					

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条
第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

（単位：トン）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製容器	27		27		26		26		26	
主としてアルミ製容器	32		32		32		31		31	
主として無色のガラス製容器	(合計) 38		(合計) 37		(合計) 37		(合計) 37		(合計) 36	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	38		37		37		37		36	
主として茶色のガラス製容器	(合計) 46		(合計) 46		(合計) 45		(合計) 45		(合計) 45	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	46		46		45		45		45	
主としてその他のガラス製容器	(合計) 21		(合計) 21		(合計) 20		(合計) 20		(合計) 20	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	21		21		20		20		20	
主として段ボール製の容器	126		125		124		123		122	
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	2		2		2		2		2	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充填するためのもの	(合計) 77		(合計) 76		(合計) 76		(合計) 75		(合計) 74	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	—	77	—	76	—	76	—	75	—	74
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち白色トレイ)	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※PET製の容器（以下、「ペットボトル」という）については、指定法人における処理ではなく、実績のある廃棄物処理業者を町にて選定し処理委託をしている。委託契約の際は、ペットボトル全量を国内において加工を行うこととし、ペットボトルの受入施設、処理工程を書面等にて確認することとする。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

[特定分別基準適合物等の量の見込み] =

[令和3年度の特定分別基準適合物等の収集実績] × [人口変動率]

※人口変動率については、令和3年度末の人口及び令和4年度から令和9年度までの人口推計値を用いて算出した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集方式	選別・保管 等段階
金属	スチール製容器	リサイクル（缶・びん・ ペットボトル）	町による定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	リサイクル（缶・びん・ ペットボトル）	町による定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器	リサイクル（缶・びん・ ペットボトル）	町による定期収集	
		ビールびん・一升びん （茶）	資源ごみ集団回収	
	その他のガラス製容器	リサイクル（缶・びん・ ペットボトル）	町による定期収集	
		一升びん（緑）	資源ごみ集団回収	
紙類	飲料用紙製容器	リサイクル（紙類）	町による定期収集	民間業者
		牛乳パック	資源ごみ集団回収	
	段ボール	リサイクル（紙類）	町による定期収集	
		段ボール	資源ごみ集団回収	
	主として紙製の容器包装 であって上記以外のもの	リサイクル（紙類）	町による定期収集	
プラスチック	ペットボトル	リサイクル（缶・びん・ ペットボトル）	町による定期収集	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	リサイクル（缶・びん・ペットボトル）	指定袋	パッカー車	民間業者
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	リサイクル（缶・びん・ペットボトル）			
	茶色のガラス製容器	リサイクル（缶・びん・ペットボトル）			
	その他のガラス製容器	リサイクル（缶・びん・ペットボトル）			
紙類	飲料用紙製容器	リサイクル（紙類）			
	段ボール	リサイクル（紙類）			
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	リサイクル（紙類）	縛る		
プラスチック	ペットボトル	リサイクル（缶・びん・ペットボトル）	指定袋	パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。